

3 認知症対応型通所介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合又は	2時間以上3時間未満の認知症対応型通所介護を行う場合	7時間以上9時間未満の認知症対応型通所介護の前後に日常生活上の世話をを行う場合	入浴介助を行った場合	個別機能訓練加算	若年性認知症利用者受入加算	栄養改善加算	口腔機能向上加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に認知症対応型通所介護を行う場合	事業所が送迎をわかない場合	
イ 認知症対応型通所介護費(1)	(一) 3時間以上5時間未満	要介護1 (564単位)	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	
		要介護2 (620単位)											
		要介護3 (678単位)											
		要介護4 (735単位)											
		要介護5 (792単位)											
	(二) 5時間以上7時間未満	要介護1 (865単位)											
		要介護2 (958単位)											
		要介護3 (1,050単位)											
		要介護4 (1,143単位)											
		要介護5 (1,236単位)											
	(三) 7時間以上9時間未満	要介護1 (985単位)											
		要介護2 (1,092単位)											
要介護3 (1,199単位)													
要介護4 (1,307単位)													
要介護5 (1,414単位)													
(2) 認知症対応型通所介護費(ii)	(一) 3時間以上5時間未満	要介護1 (510単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	
		要介護2 (561単位)											
		要介護3 (612単位)											
		要介護4 (663単位)											
		要介護5 (714単位)											
	(二) 5時間以上7時間未満	要介護1 (778単位)											
		要介護2 (861単位)											
		要介護3 (944単位)											
		要介護4 (1,026単位)											
		要介護5 (1,109単位)											
	(三) 7時間以上9時間未満	要介護1 (885単位)											
		要介護2 (980単位)											
(三) 7時間以上9時間未満	要介護3 (1,076単位)												
	要介護4 (1,172単位)												
	要介護5 (1,267単位)												
	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1 (270単位)	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100	×63/100
		要介護2 (280単位)											
要介護3 (289単位)													
要介護4 (299単位)													
要介護5 (309単位)													
(2) 5時間以上7時間未満		要介護1 (439単位)											
		要介護2 (454単位)											
		要介護3 (470単位)											
		要介護4 (486単位)											
		要介護5 (502単位)											
(3) 7時間以上9時間未満		要介護1 (506単位)											
		要介護2 (524単位)											
	要介護3 (542単位)												
	要介護4 (560単位)												
	要介護5 (579単位)												
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき 18単位を加算)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計	
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき 12単位を加算)												
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 6単位を加算)												
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×68/1000)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計	
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×38/1000)												
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の90/100)												
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の80/100)												

ハ サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目